

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）の有効期限について

（令和4年8月26日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添2）

ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）については、令和4年（2022年）1月21日に薬事上の承認がされ、-90℃～-60℃での有効期間は9か月となっており、また、薬事上の手続きを経て、令和4年（2022年）4月22日にこれが9か月から12か月へと更に延長されました。

有効期限が令和4年（2022年）5月31日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間を6か月とすることが検討されていたときに、有効期間が6か月という前提で有効期限が印字されています。また、「有効期間9か月のロット一覧」に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が9か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間12か月を前提)
FN5988	2022/4/30	2022/10/31
FP0362	2022/5/31	2022/11/30

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間12か月を前提)
FR4267	2022/8/31	2022/11/30
FW5101	2022/9/30	2022/12/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

(二次元コード)

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

